

◇大ホール 初回利用者免除使用料

(単位:円)

区分		使用時間		午前 (9:00~12:00)	午後 (13:00~17:00)	夜間 (18:00~22:00)	全日 (9:00~22:00)	
入場料を 徴収しない場合	平日	準備		28,980	51,471	72,009	147,420	
		本番	1階席	28,980	51,480	72,000	147,510	
			全席	41,400	73,530	102,870	210,600	
		土・日 休日	準備		43,470	68,922	89,460	189,630
	本番		1階席	43,470	68,940	89,550	189,630	
			全席	62,100	98,460	127,800	270,900	
	入場料が 3,000円 以下の場合		平日	準備		28,980	51,471	72,009
		本番		1階席	31,860	56,520	79,110	162,180
				全席	45,540	80,820	113,130	231,750
		土・日 休日		準備		43,470	68,922	89,460
			本番	1階席	47,880	75,780	98,370	208,530
				全席	68,310	108,270	140,580	297,990
入場料が 3,001円以上 5,000円 以下の場合			平日	準備		28,980	51,471	72,009
		本番		1階席	37,710	66,870	93,600	191,700
				全席	53,820	95,490	133,650	273,870
		土・日 休日		準備		43,470	68,922	89,460
			本番	1階席	56,430	89,640	116,370	246,510
				全席	80,730	128,070	166,140	352,170
	入場料が 5,001円以上 7,000円 以下の場合		平日	準備		28,980	51,471	72,009
		本番		1階席	49,230	87,480	122,400	250,650
				全席	70,380	125,010	174,870	358,110
		土・日 休日		準備		43,470	68,922	89,460
			本番	1階席	73,980	117,180	152,190	322,290
				全席	105,660	167,490	217,350	460,440
入場料が 7,001円以上 9,000円 以下の場合			平日	準備		28,980	51,471	72,009
		本番		1階席	57,960	102,960	143,910	294,840
				全席	82,800	146,970	205,650	421,200
		土・日 休日		準備		43,470	68,922	89,460
			本番	1階席	86,940	137,970	178,920	379,170
				全席	124,200	197,010	255,690	541,710
	入場料が 9,001円 以上の場合		平日	準備		28,980	51,471	72,009
		本番		1階席	72,450	128,700	180,090	368,640
				全席	103,500	183,780	257,130	526,590
		土・日 休日		準備		43,470	68,922	89,460
			本番	1階席	108,810	172,350	223,740	474,030
				全席	155,340	246,240	319,680	677,160
楽 屋			第 1	楽 屋		2,400	3,690	3,690
		第 2	楽 屋		2,400	3,690	3,690	9,410
		第 3	楽 屋		2,400	3,690	3,690	9,410
		第 4	楽 屋		2,920	4,530	4,530	11,100
		リ	ハ ー サ ル 室		3,790	5,740	5,740	13,400
		第 1	浴 室		1,780	1,780	1,780	3,570
	第 2	浴 室		1,780	1,780	1,780	3,570	

- (注) 1 「入場料」とは、名称のいかんを問わず、1回の入場の対価として徴収する1人当りの金額をいい、その金額に区分がある場合は、その最高の金額をもって入場料とします。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日です。
- 3 施設を使用する時間がこの表に定める使用時間に満たない場合でも、時間割計算は行いません。
- 4 あらかじめ承認された使用時間を超過して使用する場合の超過時間の使用料は、1時間を単位として、使用料の時間割計算による額の120%に相当する額とします。この場合において、1時間に満たない時間は、1時間とします。
- 5 準備・練習又は後片付けのために使用する場合の使用料は、本番料金(入場料を徴収しない場合の本番料金をいう。)の70%に相当する額です。
- 6 新潟県民会館管理細則第6条第6項イで定める芸術文化団体で、自ら実演等するために主催する芸術文化に関する催物で使用する場合(ただし、新潟県民会館ホール調整実施要領又は新潟県民会館ギャラリー調整実施要領により使用日を決定する催物及び実行委員会形式により開催される催物で使用する場合は除く)は、施設使用料の90%に相当する額とします(楽屋を除く)。
- ただし、学校主催免除に該当する場合は適用しません。
- 7 1回の使用に係る使用料の合計額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。